ホ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（同規則15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、第１項第１号ロ柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号ロ⑴の基準に適合するよう取り付けられたものにあっては、同規則15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。

（削る）

二　第１項第２号の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が

（新設）

二　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第46号の規則15.（15. 1. 1. を除く。）に定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、次のとおりとする。

イ　協定規則第46号の規則12. 1. に定める基準アイポイントは、別添81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添4. 4. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。

ロ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1. 及び15. 2. 4. 1. から15. 2. 4. 3. の規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

ハ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス４に係る部分に限る。）及び15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。

⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 4. に定める視界範囲

⑵　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 中「１ｍ」を「２ｍ」に、「５ｍ」を「10m」に読み替えた視界範囲

ニ　協定規則第46号の規則15. 2. 1. 1. 1.（クラス５及びクラス６に係る部分に限る。）、15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものを、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。この場合において、同規則15. 2. 2. 7. の規定及び同規定に係る15. 2. 1. 1. 1. の規定は適用しないものとする。

⑴　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. で定める視界範囲

⑵　別添81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 3. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部

ホ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. に規定された視界を得るため以外の目的で備えられた後写鏡にあっては、協定規則第46号の規則15. 2. 1. 2. の規定にかかわらず、規則15. に定める基準は適用しないものとする。

ヘ　協定規則第46号の規則15. 2. 4. 2. 又は15. 2. 4. 3. に規定される後写鏡（同規則15. 1. 3. に適合するものに限る。）であって、第２項第１号ロ柱書に規定する車室外に備えられた後写鏡が同号ロ⑴の基準に適合するよう取り付けられたものにあっては、同規則15. 1. 3. に定める基準に適合するものとみなす。

三　第２項の後写鏡（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20㎞／ｈ未満の自動車に備えるものに限る。）にあっては、運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50ｍまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者